

農 林 金 融 指 導 班 設 置 要 綱

さいたま市特別融資制度推進会議

(趣 旨)

第1条 特別融資制度推進会議は、規約第5条及び第10条に基づき、農林金融資金の普及啓蒙と融資の円滑化を図るため、指導班を設置する。

(事 業)

第2条 指導班の行う業務は次のとおりとする

- (1) 制度資金の融通に関する審議会を開催
- (2) 制度資金、一般資金及び農業信用保証制度の普及啓蒙
- (3) 農林金融に関する調査研究
- (4) 金融相談
- (5) 融資後の経営改善指導
- (6) 農業簿記の記帳指導
- (7) その他必要な事項

(構 成)

第3条 指導班は下記の者をもって構成するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 市町村職員
- (2) 農業委員会事務局職員
- (3) 融資機関担当職員
- (4) 県職員等(さいたま農林振興センター担当職員)

2 指導班に、班長1名、副班長1名を置く。

- (1) 班長は、さいたま市農業政策課長をもって充てる。
- (2) 副班長は、さいたま市農業政策課農業政策係職員をもって充てる。

(班会議)

第4条 班会議は、必要に応じて班長が招集し、その議長となる。

(その他)

第5条 その他指導班の活動に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成16年5月6日より施行する。

この要綱は、平成19年4月2日一部改正する。

この要綱は、平成20年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成23年8月18日一部改正する。